

所管課		会計課													
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策										
	第5章 自律協働都市		04 行財政運営		01 計画的な行政運営のための仕組みを構築する										
事業：出納事業														整理番号	0455
目的	・長の収支命令に対し、当該支出負担行為が法令や予算に違反していないこと及び支出負担行為に係る債務が確定していること等を確認し、公金の公正かつ適正な執行を確保する。 ・歳計現金、基金等の出納保管を的確に行い、公金の公正かつ適正な執行を確保する。 ・物品、財産の適正な管理を確保する。														
目標	支出命令書の審査の徹底及び現金収支等の記録管理の徹底を図る。 収納事務の効率化を図るため公金収納システムを構築する。														
事業費・財源	事業費（決算額）(千円)		12,833		コスト情報・評価 内訳	総コスト（千円）		51,715		総合評価 B 評価理由 支出命令書の審査の徹底及び現金収支等の記録管理の徹底を図ることにより、公金の公正かつ適正な執行を確保している。また、公金収納システムを構築し、収納事務の合理化・効率化を図りました。	妥当性		A		
	財源内訳	一般財源		12,833		事業費		12,833			効率性		A		
		国府支出金		0		人件費		38,882			有効性		B		
		地方債		0		公債費		0							
		その他特定財源		0		一人あたり(円)		458							
						世帯あたり(円)		1,097							
	貢献度		施策に対する事業貢献度			A		根拠			支出命令書の審査の徹底及び現金収支等の記録管理の徹底を図ることにより、公金の公正かつ適正な執行を確保している。				
今後の方向性	引き続き、支出命令書の審査の徹底及び現金収支等の記録管理の徹底等、公金の公正かつ適正な執行を確保するとともに物品、財産の適正な管理を確保することに努める。														

事業 優先順位		1	細事業:出納事業				整理 番号		01		
目的		・長の収支命令に対し、当該支出負担行為が法令や予算に違反していないこと及び支出負担行為に係る債務が確定していることを確認し、公金の公正かつ適正な執行を確保する。 ・歳計現金、基金等の出納・保管を的確に行い、公金の公正かつ適正な執行を確保する。 ・物品、財産の適正な管理を確保する。									
目標		支出命令書の審査の徹底及び現金収支等の記録管理の徹底を図る。 公金収納システムの構築と稼働									
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	昭和47年度以前	根拠 法令	地方自治法第170条第2項					
事業費・財源				平成24年度	比 較	コスト 情報・従事 職員数			平成24年度	比 較	
	事業費（決算額）(千円)			12,833			総コスト (千円)			51,715	
	財源 内訳	一般財源		12,833			内 訳	事業費		12,833	
		国府支出金		0				人件費		38,882	
		地方債		0				公債費		0	
		その他特定財源		0				一人あたり (円)		458	
				0			世帯あたり (円)		1,097		
				0			参 考	職員数 (人)		4.90	
				0				再任用職員数 (人)		0.00	
今後の方向性		引き続き、支出命令書の審査の徹底及び現金収支等の記録管理の徹底等、公金の公正かつ適正な執行を確保するとともに物品、財産の適正な管理を確保することに努める。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	全庁職員(水道事業関係職員を除く)						
	A	A	B								

事業：出納事業

1. 公金の公正かつ適正な執行の確保

公金の公正かつ適正な執行を確保するため、長の収支命令に対し、当該支出負担行為が法令や予算に違反していないこと及び支出負担行為に係る債務が確定していることなどを関係書類に基づいて審査及び確認するとともに、歳計現金、基金等の出納保管を的確に行った。また、物品、財産の適正な管理を確保することに努めた。

2. 公金収納システムの導入

公金収納システムを導入し、収納情報のデータ化と電子化を行い収納業務の効率化を図った。

細事業：出納事業

1. 公金の公正かつ適正な執行の確保

長の収支命令について、（ア）支出負担行為が法令に違反していないか（イ）支出負担行為が予算の目的に反していないか（ウ）歳出の会計年度所属区分に誤りはないか（エ）予算額及び予算配当額を超過していないか（オ）金額の算定に誤りはないか（カ）契約締結方法等は適法であるか（キ）正当な債主か（ク）必要な書類が整備されているか（ケ）支払方法及び支払時期が適法であるかなどを審査した。

また、現金収支及び財産の変動につき歳入簿及び歳出簿の記録整理を行い、歳入日計表、歳出日計表等を作成し公金の適正な執行を確保した。

（1）調定通知書及び支出命令書等の取扱い件数

平成24年度において収納した歳入金に係る調定通知書、支出した歳出金に係る支出負担行為伺書、支出命令書の会計別取扱い件数は次のとおりであり、その確認、請求書等関係帳票の審査を行い、出納が法律、命令、条例、規則等に基づいて合法的に行われているかなど、適正で円滑な出納事務の執行に努めた。

（調定通知書・負担行為伺書・支出命令書の取扱件数）

（単位：件）

会 計 区 分	調 定 通 知 書	負担行為伺書	支 出 命 令 書
一 般 会 計	3,110	25,085	30,807
特別会計及び歳入歳出外現金	576	3,056	3,818
計	3,686	28,141	34,625

（2）歳計現金の運用状況及び利息

歳計現金の運用を図るために、大口定期預金等の預託を行い、また、各会計間の繰替使用を行ったことにより、次のとおり利息が得られた。

（歳計現金の運用及び利息額）

（単位：円）

運 用 名	利 息
大口定期預金（スーパー定期を含む）	1,644,202
その他預金（通知預金・普通預金・別段預金）	322,898
各会計間の繰替使用に伴う利子	1,750,225
計	3,717,325

2. 公金収納システムの導入

市税・国民健康保険料・介護保険料その他歳入金の収納について「公金収納システム」を導入し、①納付済通知書等の内容の収録と関連帳票及び記録媒体の作成②口座振替データの分割統合③納付済通知書の管理業務を委託し、収納業務の効率化を図った。